6 介護保険料

6-1 保険料の決まり方と納め方

40歳以上のみなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金やみなさんが負担する利用料（1割から3割負担分）と合わせて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。納付にご協力をお願いいたします。

◎40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決まり方と納め方

●国民健康保険に加入している人

決まり方 保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護分 ＝ 所得割（第２号被保険者の前年の所得に応じて計算） ＋ 均等割（第２号被保険者の人数に応じて計算）

医療分（国民健康保険）、後期高齢者支援金分、介護分の賦課限度額は別々に決められます。

納め方 医療分（国民健康保険）、後期高齢者支援金分と介護保険分をあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人

決まり方 医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護保険料 ＝ 給与および賞与 × 介護保険料率

納め方 医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。
（40 歳以上 65 歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。）

※この他に、定額の保険料とする国民健康保険組合（職域）もあります。

●お問い合わせ ご加入の国民健康保険や職場の医療保険へお問い合わせください。

◎65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

保険料の決まり方と納め方

決まり方 保険料は基準額＝第５段階保険料をもとに決められます。

基準額（年額） ＝ （市で介護保険給付にかかる費用 × 65 歳以上の人の負担分（23%））／ 市の 65 歳以上の人数

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて３年ごとに設定されます。
※生活保護受給者の保険料は、市の生活支援課が被保険者に代わり、納付（代理納付）しています。

納め方

年金が年額 18 万円以上の人 特別徴収

年金の定期支払い（年６回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
※老齢基礎年金のほか、遺族年金、障害年金なども特別徴収の対象となっています。

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4･6･8月と10・12・2月に区分されます。正式な保険料は市民税確定後の６月に決まりますので、4・6・8月は、仮の保険料額を納付します（仮徴収）。10･12･2月は、６月に決定した年間保険料から4・6・8月の仮徴収額を差し引いた金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。
法令により、特別徴収をされている人が、普通徴収を選択することはできません。

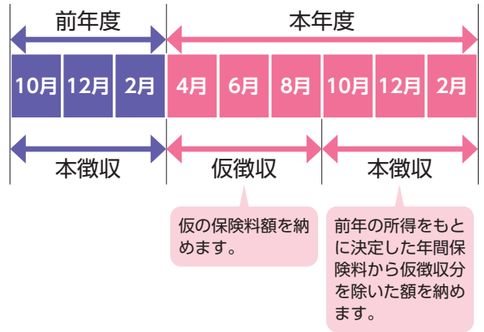

年金が年額 18 万円未満の人 普通徴収

送付される納付書で市指定の金融機関等・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで個別に納めます。

口座振替が便利です

●保険料の納付書　●預（貯）金通帳　●印鑑（通帳届け出印）

これらを持って市指定の金融機関、または市の窓口で手続きをしてください。
また、郵送や一部の金融機関はWEBで口座振替の手続きができます。
https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/001/02/p082557.html

年度途中で 65 歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などは一時的に普通徴収となります。特別徴収開始前に通知書が送付されます。

保険料段階表

所得段階	区分			負担割合 ※3	保険料（年額）
1	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	生活保護等を受けている人※1 老齢福祉年金を受給している人 本人の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の人	基準額×0.22	17,424円
2			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.32	25,344円
3			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.62	49,104円
4		世帯に市民税課税の人がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	67,320円
5 基準額			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	79,200円
6	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が91万円以下の人		基準額×1.10	87,120円
7		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人		基準額×1.15	91,080円
8		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人		基準額×1.30	102,960円
9		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		基準額×1.50	118,800円
10		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人		基準額×1.70	134,640円
11		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		基準額×1.90	150,480円
12		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人		基準額×2.10	166,320円
13		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人		基準額×2.30	182,160円
14		本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人		基準額×2.40	190,080円
15		本人の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人		基準額×2.50	198,000円
16		本人の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人		基準額×2.60	205,920円
17		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人		基準額×2.90	229,680円
18		本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人		基準額×3.00	237,600円
19		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人		基準額×3.30	261,360円
20		本人の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の人		基準額×3.40	269,280円
21		本人の合計所得金額が3,000万円以上の人		基準額×3.50	277,200円

※1　生活保護等を受けている人
　生活保護受給者と「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による生活支援給付を受けている人です。

※2　合計所得金額
　収入から必要経費などを差し引いたもので、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（本人が市民税非課税の場合）を控除した額です。

※3　負担割合
　基準額（第５段階＝79,200円）に対する料率です。
　公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第１段階から第３段階の保険料については、負担軽減を実施しています。

6-2　保険料の滞納

保険料を納めないでいると、サービスを利用する場合に、次のような制限措置の対象となります。納め忘れに注意しましょう。

- １年以上保険料を滞納した場合は、介護サービス費用の全額がいったん利用者負担になります。被保険者証には「支払方法変更の記載」が行われ、申請により後で保険給付分が支払われます。
- １年６カ月以上滞納した場合は、保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を差し引かれることがあります。
- ２年以上滞納し時効を迎えた保険料がある人が、サービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※介護保険料は、法令により地方税と同じ取り扱いとなります。そのため滞納が続くとサービスの利用の有無に関わらず、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算した延滞金が加算され、滞納処分（差押え等）が行われる場合があります。

6-3　保険料の減免

介護保険料には次の減免制度があります。

減免の基準や申請方法については、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください（☎ 047-436-2303）。

- 世帯の生計維持者が、震災・風水害・火災などの災害により、住宅や家財などに著しい被害を受けた場合（所得による要件があります）。
- 世帯の生計維持者の所得が、死亡や長期入院、事業の廃止、農作物の不作、不漁などで著しく減少する場合（合計所得金額が 500 万円以上の人は除く等、所得による要件があります）。
- 世帯全員（住民票を別にする同一住所地の人を含む）が市民税非課税の人（生活保護受給者は除く）で、世帯の収入額の合計が生活保護基準の 1.2 倍未満（下表参照）であり、一人あたりの預貯金額が 200 万円以下であり、かつ、親族等の被扶養者でない場合。

収入基準の目安（年間合計収入額）

区分	年齢	目安額
単身世帯	65歳	107万円
単身世帯	75歳	100万円
二人世帯	65歳	172万円
二人世帯	75歳	158万円

この表は目安であり、個々の世帯等の状況によって変わりますので詳細はお問い合わせください。

- 東日本大震災の被災地から一時避難のため転入した人、盗難・詐欺等により財産に著しい被害を受けた人、破産法により免責許可決定された人、刑事施設等に収容されている人も減免になる場合があります。